

群馬県市町村会館管理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

平成16年 4月 1日
規則 第2号

改正 平成18年 3月31日規則第5号
平成19年 3月 8日規則第5号
平成19年12月25日規則第8号
平成20年 2月25日規則第2号
平成23年 3月29日規則第2号
平成24年 3月15日規則第2号
平成25年12月18日規則第4号
平成26年 2月 7日規則第1号
平成26年11月27日規則第4号
平成27年 3月24日規則第3号
平成28年 2月22日規則第3号
平成28年12月26日規則第8号
平成28年12月26日規則第9号
平成28年12月26日規則第11号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 一般職の職員で条例第4条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
- (5) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第6条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (6) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (7) 在級年数 職員がその職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (8) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な一級下位の職務の級における在級年数をいう。

(9) 正規の試験 管理者が定める試験機関の行う試験又は管理者がこれに準ずると認める試験をいう。

第3条 削除

第2章 級別資格基準

(級別資格基準表)

第4条 職員の職務の級の決定は、前条の規定により分類された職務に基づき、かつ、この規則において別に定める場合を除き、別表第1に定める級別資格基準表によるものとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、試験又は選考欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第2に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

3 前項の場合において、級別資格基準表の試験又は選考欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経験のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第3に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数として換算することができる。

(経験年数の調整)

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第4に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(経験年数の取扱いの特例)

第7条の2 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前二条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(在級年数の取扱い)

第8条 正規の試験の行われる職の属する職務の級における在級年数については、職員がその試験の結果に基づいて当該職務の級の資格を取得した以後の在級年数とする。

2 第16条又は第17条の規定の適用を受けた職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

第3章 初任給

(新たに職員となった者の職務の級)

第9条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

(1) その者の職務の級を職員給料表の職務の級の四級から七級までのいずれかの一つの級に決定しようとする場合は、その決定につきあらかじめ管理者の承認を得ること。

(2) その者の職務の級を管理者が定める試験機関の行う採用試験又は管理者がこれに準ずると認める試験の行われる職の属する職務の級に決定しようとする場合は、その試験の結果に基づく採用候補者名簿から選択され、又は管理者により承認された方法により選択されること。

(3) その者の職務の級を特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号の試験の行われる職と同等と認められる職の属する職務の級に決定しようとする場合は、その決定につきあらかじめ管理者の承認を得ること。

(4) その者の職務の級を第1号に掲げる職務の級以外の職務の級に決定しようとする場合は、その決定しようとする職務の級について級別資格基準表に掲げる必要経験年数に達していること。ただし、第16条の各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第17条に該当する者について、部内の他の職員との均衡上必要があると認める場合で、あらかじめ管理者の承認を得たときは、同表に掲げる必要経験年数に100分の80以上100百分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号給)

第10条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第5に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められている職員 当該号給

(2) 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したもののとした場合に第21条第1項又は第22条の2第1項の規定により得られる号給

(初任給基準表の適用方法)

第11条 初任給基準表は、試験又は選考欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

第12条 第9条第3号に該当する職員に初任給基準表を適用する場合は、同表において別に定めるもののほか、同条第2号に該当する職員に準じて取り扱うものとする。

第13条 削除

(学歴免許等の資格による給料月額の調整)

第14条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格又は同表の備考に定める基準学歴に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を取得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、同表において別に定める場合を除き、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

(経験年数を有する者の号給)

第15条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（第9条第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第10条の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあっては、同条の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたものにあっては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって管理者の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して管理者が相当と認める年数を除く。）の月数にあっては、18ヶ月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第8に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（管理者の定める者にあっては、当該号給の数に3を超えない範囲で管理者の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

- (1) 第9条第2号に該当する者 その者に適用される初任給基準表の備考に定める基準学歴（前条の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時又はその者の選択された採用候補者名簿が確定した時以後の経験年数
 - (2) 第9条第3号に該当する者 その者の職務に有用な免許その他の資格（前条の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
 - (3) 前二号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格又は同表の備考に定める学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得したとき以後の経験年数
 - (4) 第1号又は第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）である者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数
- 2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した

時以後の経験年数の年数と同条の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定の適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、同項に定めるもののほか、第6条及び第7条の規定を準用する。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第15条の2 前二条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験又は選考欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験又は選考欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができます。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第16条 次の各号に掲げる者から引き続いて職員となった者の号給について、前二条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

(1) 国家公務員

(2) 職員以外の地方公務員

(3) その他管理者が前二号に準ずると認める者

(特殊の職に採用する場合の号給)

第17条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第15条又は第15条の2の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ管理者の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

第4章 昇格及び降格

(昇格)

第18条 職員を第9条第1号に掲げる職務の級に昇格させる場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、他の職務の級に昇格させる場合には、その職務に応じ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する級を1級上位の職務の級（同表の表中の資格基準を「別に定める」ととされている場合で管理者の定めるときに限り、上位の職務の級）に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。

(2) 前号に掲げる要件に準ずるものとして管理者の定める要件

(3) 昇格させようとする日以前に2年間において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員が次に掲げる要件を満たし、かつ、昇格させようとする日以前2年間における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認め

られること。

イ 職員を昇格させようとする日以前における直近の能力評価及び業績評価（管理者の定める者に限る。以下この条（第23条第2項及び第24条第2項において準用する場合を含む。）において同じ。）の全体評語（確認による確認が行われた全体評語をいう。以下同じ。）が上位又は中位の段階であること。

ロ 職員を昇格させようとする日以前における能力評価及び業績評価の全体評語のうち、直近の連続した2回の能力評価及び4回の業績評価の全体評語を総合的に勘案して発揮した能力の程度及び役割を果たした程度が通常のものを超えるものとして管理者の定める要件（職員職給料表の3級又は2級に昇格させる場合その他の管理者の定める場合にあっては、当該通常のものを超えるものに準ずるものとして管理者の定める要件を含む。）

ハ 職員を昇格させようとする日以前1年以内に、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定による懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）又はこれに相当する処分を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきこれらの処分を受けることが相当とされる行為をしていないこと。

3 職員が国際機関若しくは民間企業に派遣されていたこと等の事情により前項第3号に規定する全体評語の全部若しくは一部がない場合又は昇格させようとする日以前2年内において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員について昇格させようとする日以前2年内における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき昇格させようとする職務の給に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、職員を昇格させることができる。

4 昇格させようとする日以前における直近の能力評価の全体評語が最上位の段階であり、かつ、同日以前における直近の業績評価の全体評語が上位の段階であるときその他勤務成績が特に良好である職員に対する第1項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

5 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合であって、あらかじめ管理者の承認を得たときは、この限りでない。

（上位資格の取得等による昇格）

第19条 職員が第9条第2号の資格を取得したとき、若しくは同条第3号の資格を取得したものとして管理者の承認を得たとき、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる基準の定めがある試験又は選考欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 第9条第3号に該当し、職務の級が決定された職員及び現に職員であって同条同号の資格

を取得したものとして昇格したものに級別資格基準表を適用する場合は、同条第2号に該当する職員に準じて取り扱うものとする。

(特別の場合の昇格)

第20条 職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となったときは、第18条の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第21条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けている号給に対応する別表第6に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 前三条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 第19条の規定により職員を昇格させた場合において、前二項の規定により定められるその者の号給が初任給として受けるべき号給に達しないときは、前二項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前三項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前三項の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

(降格)

第22条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

- 2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。
- 3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

(降格の場合の号給)

第二十二条の二 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ降格した日の前日に受けている号給に対応する別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前二項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けている給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第五章 昇給

(昇給日及び評価終了日)

第23条 条例第6条第3項の規定により昇給を行う同項の規則で定める日は、第27条又は第28条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とし、昇給日前における同項の規則で定める日は、昇給日前1年間における3月31日（以下「評価終了日」という。）とする。

第24条 削除

(昇給区分及び昇給の号給数)

第25条 評価終了日以前における直近の能力評価及び直近の連続した2回の業績評価の全体評語（以下この条において「昇給評語」という。）がある職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第1号イ若しくはロ又は第3号イ若しくはロに掲げる職員に該当するか否かの判断は、管理者の定めるところにより行うものとする。

(1) 昇給評語が上位又は中位の段階である職員（当該昇給評語がいずれも中位の段階である職員及び一の業績評価の全体評語が上位の段階（最上位の段階を除く。）であり、かつ、他の昇給評語が中位の段階である職員にあっては、管理者の定める者に限る。）のうち、勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

- イ 勤務成績が極めて良好である職員 A
- ロ イに掲げる職員以外の職員 B

(2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 C

(3) 昇給評語のいずれかが下位の段階である職員及び評価終了日以前一年間において懲戒処分を受けた職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

- イ 勤務成績がやや良好でない職員 D
- ロ 勤務成績が良好でない職員 E

2 前項の場合において、同項第3号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、同号イに掲げる職員にあってはCの昇給区分に、同号ロに掲げる職員にあってはC又はDの昇給区分に決定することができる。

3 職員が国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、昇給評語の全部又は一部がない場合には、第1項の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。

4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 管理者の定める事由以外の事由によって評価終了日以前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（第1項第3号ロに掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除

く。) D

(2) 管理者の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

5 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、管理者は、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

6 前各項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少數である場合その他の管理者の定める場合を除き管理者の定める割合におおむね合致していなければならない。

7 条例第6条第3項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第7に定める昇給号給表（次項において「昇給号給数表」という。）に定める号給数とする。

8 前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮して昇給号給数表のC欄に定める号給数以下の号給数とする。ただし、その者の昇給について、当該号給数とすることが不適当であると認められる特別の事情がある場合は、この限りでない。

9 前年の昇給日後に新たに職員となった職員又は同日後に第21条第3項若しくは第30条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあっては、管理者の定める数）に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（管理者の定める職員にあっては、前各号の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で管理者の定める号給数）とする。

10 前三項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

11 第7項又は第9項までの規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けっていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第7項及び第9項までの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

12 一の昇給日において第1項又は第3項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、管理者の定める号給数を超えてはならない。

第26条 削除

（研修、表彰等による昇給）

第27条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者の定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第6条第3項の規定による昇給をさせることができる。

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の

翌月の初日までの日

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少によって廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第28条 勤務成績が良好である職員が生命をして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、管理者の定める日に、条例第6条第3項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第29条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第6章 特別の場合における号給の決定

(号給の決定の特例)

第30条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得するに至ったときは、その者の号給を上位の号給に決定することができる。

2 初任給の基準の改正に伴い、新たに当該基準の適用を受けることとなる職員との均衡上必要があると認められる職員については、あらかじめ管理者の承認を得て、その者の号給を上位の号給に決定することができる。

第6章の2 降号

第30条の2 群馬県市町村会館管理組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和47年群馬県自治会館管理組合条例第7号）第1条の5の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号級下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

(復職時等における号給の調整)

第31条 休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間又は休暇の期間を別表第8に定める休職期間等調整換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）、復職等の日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に管理者の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あ

らかじめ管理者の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

(派遣職員の退職時の号給の調整)

第32条 派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

(給料の訂正)

第33条 職員の給料の決定に誤りがあり、管理者がこれを訂正しようとする場合においては、その訂正（昇給期間の短縮を含む。）を将来にむかって行うことができる。

第7章 雜則

(この規則により難い場合の措置)

第34条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(改正条例附則第二項適用職員の在級年数等に関する経過措置)

2 群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）附則第二項の規定によりその者の平成18年4月1日（以下「切替日」という。）における職務の級を定められた職員（次項において「改正条例附則第二項適用職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）別表第二の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

(1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が給料表の2級若しくは5級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 改正条例附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格（切替日から平成19年3月31日までの間における新規則第18条の規定によるものに限る。）については、同条第2項中「現に属する職務の級において1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が、給料表の2級若しくは5級（以下この項において「特定の職務の級」という。）であった職員にあっては、旧級及び旧級の一級下位の職務の級並びに群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年群馬県市町村会館管理組合条例第2号）附則第2項の規定により定められた職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算1年以上、旧級が同条例附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務

の級以外のものであった職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

- 4 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けたものとみなして新規則第21条又は第22条の規定を適用する。

(初任給に関する経過措置)

- 5 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について群馬県市町村会館管理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「規則」という。）第14条から第15条の2までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から規則第13条の規定による号給（規則第14条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができるとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員（職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員をいう。以下同じ。）あるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、規則第14条から第15条の2までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（同月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の11月1日（特定職員にあっては、同年の10月1日）以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における規則第23条に規定する昇給日（平成19年1月1日から平成22年1月1日まで（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあっては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）の間におけるものに限る。）の数に相当する号給を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(平成19年1月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)

- 6 平成19年1月1日までの間における規則第28条第1項、第3項第1号及び第6項の規定の適用については、同条第1項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE（条例第6条第5項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、C、D又はE）」と、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31までの期間」と、同条第6項中「前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第21条第3項若しくは第30条の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日（同日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第21条第3項若しくは第30条の規定により号給を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日）」とする。

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における昇給の号給数の特例)

- 7 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における規則第25条第5項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数（当該号給数が負となるときは、零）」とする。

(平成19年1月1日における一般職員の昇給の号給数等)

8 平成19年1月1日において、特定職員（規則第25条第1項に規定する特定職員をいう。）以外の職員（以下「一般職員」という。）を群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第1号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定による昇給（規則第27条又は第28条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（同項において「基準号給数」という。）に相当する数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に新たに職員になった一般職員又は切替日後に規則第21条第3項若しくは第30条の規定により号給を決定された一般職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（管理者の定める一般職員にあっては、管理者の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

（1）この項の規定による号給数が零となる一般職員

（2）条例第6条第5項の規定の適用を受ける一般職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般職員に該当するもの

（3）次項第3号に掲げる一般職員（条例第6条第5項の規定の適用を受けるものを除く。）で管理者が昇給させることが相当でないと認めるもの

9 一般職員の基準号給数は、規則第24条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

（1）勤務成績が特に良好である一般職員 8号給以上（条例第5条第5項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、4号給以上）

（2）勤務成績が良好である一般職員 4号給

（3）勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下

10 管理者の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他管理者の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前二項の規定を適用する。

11 附則第8項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けている号給（同月一日において職務の級を異にする異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

12 附則第9項第1号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、一般職員の定数等を考慮して管理者の定める号給数を超えてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(群馬県市町村会館管理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 群馬県市町村会館管理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年群馬県市町村会館管理組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「規則第25条第1項に規定する特定職員」を「特定職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員をいう。以下同じ。）」に、「10月1日（規則第25条第1項に規定する）」を「11月1日」に、「8月1日」を「10月1日」に改める。

附則第7項の見出し中「特定職員の」を削り、同項中「第25条第1項」を「第25条第5項」に、「号給数」と、「E」とあるのは「E（条例第6条第5項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、D又はE）」を「号給数（当該号給数が負となるときは、0）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第2号抄）

(施行期日)

第一条 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月15日規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月18日規則第4号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年2月7日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月27日規則第4号）

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の初任給等基準規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日からこの規則の施行の日までの間において、新たに職員給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等基準規則の規定による号給が改正前の群馬県市町村会館管理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の初任給等基準規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等基準規則の規定にかかわらず、改正前の初任給

等基準規則の規定による号給とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに職員給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成27年3月24日規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月22日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月22日規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日規則第8号）

（施行規則）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の初任給等基準規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等基準規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の初任給等基準規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給等基準規則の規定にかかわらず、改正前の初任給等基準規則の規定による号給とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成28年12月26日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の群馬県市町村会館管理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第8の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

別表第1 級別資格基準表（第4条関係）

試験 又は選考		学歴免許等	職務の級			
			1級	2級	3級	
正規の職員	上級	大学卒		3	4	
			0	3	7	
	中級	短大卒		5.5	4	
			0	6	10	
	初級	高校卒		8	4	
			0	8	12	
選考		大学卒		3	4	
			0	3	7	
		短大卒		5.5	4	
			0	6	10	
その他		高校卒		8	4	
			0	8	12	

備考

- 試験又は選考欄の「正規の試験」の区分は、正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「選考」及び「その他」の区分は、正規の試験によらないで職員となった者に適用する。
- 試験又は選考欄の「正規の職員」の区分は、本組合において行う職員採用試験の区分を示す。

別表第2 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程 修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
		(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
		(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修学年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業
		(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業

	科卒	(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	六 大学 4 卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部（修業年限 4 年のものに限る。）の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業 (5) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大 3 卒	(1) 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	二 短大 2 卒	(1) 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2 年生の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限 2 年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	三 短大 1 卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限 1 年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
2 高校卒	一 高校専攻 科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	二 高校 3 卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	三 高校 2 卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第 76 条第 1 項に規定する中等部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「特別支援学校」には、平成 18 年法律第 80 号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を含むものとする。

別表第 3 経験年数換算表（第 6 条関係）

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは 外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	8割以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、10割以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	8割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		10割以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つものと認められるもの	10割以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	5割以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、8割以下）
	その他の期間	2.5割以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、5割以下）

別表第4 修学年数調整表（第7条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学六卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学四卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大三卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大二卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大一卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年

高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校三卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校二卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分及び基準区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、そのものの有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年をくわえた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について管理者が別段の定めをした職員については、管理者が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第5 初任給基準表（第10条関係）

試験又は選考	学歴免許等	初任給
正規の試験	上級	1級25号給
	中級	1級15号給
	初級	1級5号給
選考	大学卒	1級25号給
	短大卒	1級15号給
その他	高校卒	1級1号給

備考 試験又は選考欄に掲げる「正規の試験」、「選考」及び「その他」の区分並びに正規の試験の区分に掲げる「上級」、「中級」、「初級」の区分は、級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、上級が大学卒、中級は短大卒、初級は高校卒とする。

別表第6 昇格時号給対応表（第21条関係）

昇格した 日の前日 に受け ていた号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	昇格した 日の前日 に受け ていた号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1	3 5	3	19	19	27	27	22
2	1	1	1	1	1	1	3 6	4	20	20	28	28	22
3	1	1	1	1	1	1	3 7	5	21	21	29	29	23
4	1	1	1	1	1	1	3 8	6	22	22	30	30	23
5	1	1	1	1	1	1	3 9	7	23	23	31	31	24
6	1	1	1	1	1	1	4 0	8	24	24	32	32	24
7	1	1	1	1	1	1	4 1	9	25	25	33	33	25
8	1	1	1	1	1	1	4 2	10	26	26	34	34	25
9	1	1	1	1	1	1	4 3	11	27	27	35	35	26
10	1	1	1	2	2	1	4 4	12	28	28	36	36	26
11	1	1	1	3	3	1	4 5	13	29	29	37	37	27
12	1	1	1	4	4	1	4 6	14	30	30	38	38	27
13	1	1	1	5	5	1	4 7	15	31	31	39	39	28
14	1	1	1	6	6	2	4 8	16	32	32	40	40	28
15	1	1	1	7	7	3	4 9	17	33	33	41	41	29
16	1	1	1	8	8	4	5 0	18	34	34	42	41	29
17	1	1	1	9	9	5	5 1	19	35	35	43	42	29
18	1	2	2	10	10	6	5 2	20	36	36	44	42	29
19	1	3	3	11	11	7	5 3	21	37	37	45	43	30
20	1	4	4	12	12	8	5 4	22	38	38	46	43	30
21	1	5	5	13	13	9	5 5	23	39	39	47	44	30
22	1	6	6	14	14	10	5 6	24	40	40	48	44	30
23	1	7	7	15	15	11	5 7	25	41	41	49	45	31
24	1	8	8	16	16	12	5 8	25	41	42	50	45	31
25	1	9	9	17	17	13	5 9	26	42	43	51	46	31
26	1	10	10	18	18	14	6 0	26	42	44	52	46	31
27	1	11	11	19	19	15	6 1	27	43	45	53	47	31
28	1	12	12	20	20	16	6 2	27	43	45	54	47	31
29	1	13	13	21	21	17	6 3	28	44	45	55	48	31
30	1	14	14	22	22	18	6 4	28	44	46	56	48	31
31	1	15	15	23	23	19	6 5	29	45	46	57	49	31
32	1	16	16	24	24	20	6 6	29	45	46	58	49	31
33	1	17	17	25	25	21	6 7	30	46	47	59	50	31
34	2	18	18	26	26	21	6 8	30	46	47	60	50	32

6 9	31	47	47	61	50	32		9 8		54	56			
7 0	31	47	48	62	50	32		9 9		55	56			
7 1	32	48	48	63	50	32		1 0 0		55	56			
7 2	32	48	48	64	50	32		1 0 1		55	56			
7 3	33	49	49	65	50	32		1 0 2		55	56			
7 4	33	49	49	66	50	32		1 0 3		55	57			
7 5	34	49	49	67	50	32		1 0 4		56	57			
7 6	34	49	50	68	50	32		1 0 5		56	57			
7 7	35	50	50	68	51	32		1 0 6		56	57			
7 8	35	50	50	68	51	32		1 0 7		56	57			
7 9	36	50	51	68	51	32		1 0 8		56	58			
8 0	36	50	51	68	51	32		1 0 9		56	58			
8 1	37	51	51	69	51	33		1 1 0		57	58			
8 2	37	51	52	69	51	33		1 1 1		57	58			
8 3	38	51	52	69	51	34		1 1 2		57	58			
8 4	38	51	52	69	51	34		1 1 3		57	59			
8 5	39	52	53	69	51	35		1 1 4		57				
8 6	39	52	53	70	51			1 1 5		57				
8 7	40	52	53	70	51			1 1 6		58				
8 8	40	52	53	70	51			1 1 7		58				
8 9	41	53	54	71	52			1 1 8		58				
9 0	41	53	54	72	52			1 1 9		58				
9 1	42	53	54	73	52			1 2 0		58				
9 2	42	53	54	74	52			1 2 1		58				
9 3	43	53	55	75	53			1 2 2		59				
9 4		54	55					1 2 3		59				
9 5		54	55					1 2 4		59				
9 6		54	55					1 2 5		59				
9 7		54	55											

別表第6の2 降格時号給対応表（第22の2条関係）

降格した 日の前日 に受けた いた号給	降格後の号給						降格した 日の前日 に受けた いた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	33	17	17	9	9	13	3 5	78	51	51	43	43	85
2	33	18	18	10	10	14	3 6	80	52	52	44	44	85
3	33	19	19	11	11	15	3 7	81	53	53	45	45	85
4	34	20	20	12	12	16	3 8	82	54	54	46	46	85
5	35	21	21	13	13	17	3 9	83	55	55	47	47	85
6	36	22	22	14	14	18	4 0	88	56	56	48	48	85
7	37	23	23	15	15	19	4 1	90	58	57	49	50	85
8	39	24	24	16	16	20	4 2	92	60	58	50	52	85
9	40	25	25	17	17	21	4 3	93	62	59	51	54	85
10	42	26	26	18	18	22	4 4	93	64	60	52	56	85
11	43	27	27	19	19	23	4 5	93	66	63	53	58	85
12	44	28	28	20	20	24	4 6	93	68	66	54	60	85
13	45	29	29	21	21	25	4 7	93	70	70	55	62	85
14	46	30	30	22	22	26	4 8	93	72	72	56	64	85
15	47	31	31	23	23	27	4 9	93	76	75	57	66	85
16	48	32	32	24	24	28	5 0	93	80	78	58	76	85
17	49	33	33	25	25	29	5 1	19	84	81	59	88	85
18	50	34	34	26	26	30	5 2	20	88	84	60	92	85
19	51	35	35	27	27	31	5 3	21	93	88	61	93	85
20	52	36	36	28	28	32	5 4	22	103	92	62	93	85
21	53	37	37	29	29	34	5 5	23	109	97	63	93	85
22	54	38	38	30	30	36	5 6	24	115	102	64	93	85
23	55	39	39	31	31	38	5 7	25	121	107	65	93	85
24	56	40	40	32	32	40	5 8	25	125	112	66	93	85
25	58	41	41	33	33	42	5 9	26	125	113	67	93	85
26	60	42	42	34	34	44	6 0	26	125	113	68	93	85
27	62	43	43	35	35	46	6 1	27	125	113	69	93	85
28	64	44	44	36	36	48	6 2	27	125	113	70	93	
29	66	45	45	37	37	52	6 3	28	125	113	71	93	
30	68	46	46	38	38	56	6 4	93	125	46	72	93	
31	70	47	47	39	39	67	6 5	93	125	46	73	93	
32	72	48	48	40	40	80	6 6	93	125	46	74	93	
33	74	49	49	41	41	82	6 7	93	125	47	75	93	

3 4	76	50	50	42	42	84		6 8	93	125	47	80	93	
6 9	93	125	47	85	93			9 8	93	125				
7 0	93	125	48	88	93			9 9	93	125				
7 1	93	125	48	89	93			1 0 0	93	125				
7 2	93	125	48	90	93			1 0 1	93	125				
7 3	93	125	49	91	93			1 0 2	93	125				
7 4	93	125	49	92	93			1 0 3	93	125				
7 5	93	125	49	93	93			1 0 4	93	125				
7 6	93	125	113	93	93			1 0 5	93	125				
7 7	93	125	113	93	93			1 0 6	93	125				
7 8	93	125	113	93	93			1 0 7	93	125				
7 9	93	125	113	93	93			1 0 8	93	125				
8 0	93	125	113	93	93			1 0 9	93	125				
8 1	93	125	113	93	93			1 1 0	93	125				
8 2	93	125	113	93	93			1 1 1	93	125				
8 3	93	125	113	93	93			1 1 2	93	125				
8 4	93	125	113	93	93			1 1 3	93	125				
8 5	93	125	113	93	93			1 1 4	93					
8 6	93	125	113	93				1 1 5	93					
8 7	93	125	113	93				1 1 6	93					
8 8	93	125	113	93				1 1 7	93					
8 9	93	125	113	93				1 1 8	93					
9 0	93	125	113	93				1 1 9	93					
9 1	93	125	113	93				1 2 0	93					
9 2	93	125	113	93				1 2 1	93					
9 3	93	125	113	93				1 2 2	93					
9 4	93	125						1 2 3	93					
9 5	93	125						1 2 4	93					
9 6	93	125						1 2 5	93					
9 7	93	125												

別表第7 昇給号給数表（第25条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4 (職員給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が7級の職員にあっては、3)	2	0
	2	1	0	0	0

備考 上段の号給数は昇給抑制年齢職員（原則55歳を超える職員）以外の職員に、下段の号給数は昇給抑制年齢職員に適用する。

別表第8 休職期間等調整換算表（第31条関係）

休職等の期間	換算率
法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は公務上の負傷若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3/3以下
群馬市町村会館管理組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例（昭和47年群馬県市町村会館管理組合条例第7号。以下この表において「分限条例」という。）第1条の2の規定による休職（職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間	
派遣職員の派遣の期間	
勤務時間条例第十六条に規定する介護休暇の期間	
専従許可の有効期間	2/3以下
無給休暇の期間	1/2以下
法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るもの除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るもの除く。）の期間	1/3以下 (結核性疾患によるものである場合にあっては、1/2以下)
分限条例第1条の2の規定による休職（職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	1/3以下
法第28条第2項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3/3以下

備考

- 1 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける給料月額を受ける日に至った日以後の休職等の期間に限るものとする。
- 2 派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務を公務とみなす。